

運営会議(旧 まちの課題整理プロジェクトチーム)における  
課題整理状況  
(第30回 全体会 資料)

2018/5/22

分冊⑦  
【行政の仕組】

第28回札幌市自立支援協議会全体会で、各区地域部会に対し、年  
1回程度の行政との合同会議開催を提案し承認される。

No.	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか？</p> <p>〇〇が〇〇</p> <p>〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある</p> <p>〇〇が必要</p>
13	<p>各区保護課における制度説明や保護基準への理解が統一されていない。(東区13)</p>	<p>●市に生活保護制度における統一した運用の確立を求める。</p> <p>●支援者の制度周知に取り組む。</p>
34	<p>〇対応区によってサービスの決定内容支給量に違いがあり、どの基準により支給されているのか不透明な部分がある。</p> <p>〇区によってサービス決定の違いがある現状を改善してほしい。</p> <p>〇現在の福祉サービスの支給量では足りないケースが多いため、支給量の増加について札幌市において検討してほしい。</p> <p>〇また国への支給量増加に対して提言を行ってほしい。</p> <p>〇区分認定結果に違いがありすぎる。(手稲区5)</p>	<p>●各区によって福祉サービスの支給決定内容を統一してほしい(特に居宅ヘルパーの時間数)</p> <p>●支給量の増加</p> <p>●申請から審査結果が出るまでの期間が空いてしまうので、ある程度の利用開始日の目安や、遡っての決定が出されるとサービス利用も早くから進められる</p>
56	<p>脳梗塞後遺症にて左上肢不全麻痺、症候性てんかん、高次脳機能障がい等の診断にて精神保健福祉手帳3級所持。身障手帳は取得できず。小刻み歩行で頻回に転倒。屋外で転倒した際には近隣住民の助けを借りないと起き上がれない状況。</p> <p>こころのセンターの判定で「てんかん」と身体状況との因果関係が認められず、障害支援区分はついても精神でのサービス利用は不適切という判断でサービス利用できず。(相談24)</p>	<p>障害支援区分は付くが、サービスの支給決定が受けられないという問題。</p>

<p>うんえいかいぎ きゆう かだいせいりぶろじえくとちーむ  <b>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての</b>          けんかい  <b>見解</b></p>	<p>けっか  <b>結果</b></p>	
<p>だれ  <b>誰が</b>          なに  <b>何を</b>          いつ  <b>いつ</b>          どのように  <b>どのように</b></p>	<p>うんえいかいぎ きゆう かだいせいり          運営会議 (旧まちの課題整理          プロジェクトチーム) の見解          を受けた結果、〇〇部会によ          る結果や協議会での議論の結          果などを記載し、全体で共有          する。</p>	<p><b>カテゴリ</b></p>
<p>かだいせいりすみ  <b>【課題整理済】</b>          ・「行政の仕組み」に関する課題をまとめて、まちの課題整理プロジェ          クトチームとして解決への方向性(案)を検討中。まずは、行政の仕組          みとして上がっている課題と同様の区役所での対応に差がある事例がな          かったか地域部会等を通してアンケートを実施。更に行政を対象とした          アンケートと、区役所を訪問してのインタビューも実施し、行政の困り          感を把握と、研修などの枠組みを検討していく予定。各区地域部会          で、年に1回以上行政との情報交換や悩み交換の企画開催を、地域部会          連絡会で提案した。</p>	<p>だい かいさつぼろし じりつ しえん きょうぎか          第28回札幌市自立支援協議          会全体会で、各区地域部会に          対し、年1回程度の行政との          合同会議開催を提案し承認さ          れる。</p>	<p>しゅ きょうせい  <b>主：行政</b>          の仕組み  <b>の仕組み</b></p>
<p>かだいせいりすみ けんかい おな  <b>【課題整理済】 13の見解と同じ</b></p>		<p>しゅ きょうせい  <b>主：行政</b>          の仕組み  <b>の仕組み</b></p>
<p>かだいせいりすみ けんかい おな  <b>【課題整理済】 13の見解と同じ</b></p>		<p>しゅ きょうせい  <b>主：行政</b>          の仕組み  <b>の仕組み</b></p>

No.	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある 〇〇が必要</p>
68	<p>行動障害が強くあり、変化に対して脆弱で、支援方法や人(ヘルパー)が変わることで不穏になってしまう自閉症のある方について、今まで移動支援を利用していましたが、サービスの更新をきっかけに区役所から行動援護に切り替える通達があった。しかし、今までサービス提供をしていた事業所では、行動援護を実施できるヘルパーが限られており、今までのようなサービス提供ができないという話になってしまった。事業所を変更すると、支援方法や人が変わってしまい、精神的な不安や行動障害の悪化を家族は心配し、困っている。(相談)</p>	<p>移動支援の支給について ①家族と支援者で区役所に事情を話に相談に行く。通常であれば、相談室として、行動援護を実施できる事業所を探していくということが考えられるが、本人の特性を踏まえた場合、事業所を変更することで、例え引き継ぎをしたとしても支援方法や人が変わる等の多くの変更により、精神的な不安と行動障害の悪化が想定される事案について、安易に事業所を探して変えるということは得策とは考えられない。 ②区によっては個別の事案について移動支援から行動援護の切り替えについて、柔軟に対応しており、ニーズや支援の必要性を検討する中で、移動支援のまま支給されている状況がある。希望する支援をできるだけ受け取ることができるよう、長期的には行動援護に切り替えることができる体制を整えつつ(サービス利用計画に盛り込む等)、移行期間としてとらえながら移動支援の支給決定していくのはどうか。</p>
74	<p>障がい者虐待対応について 札幌市障がい者虐待相談窓口の夜間・休日の緊急連絡先に連絡したが、返事があるまで2時間も待たされたのち、緊急一時保護となった。なお、警察にも被害届を出し、精神科の医師の診察も受けている。 障がい者虐待の緊急一時保護としてどうにか一泊させてもらえたが、ショートステイなどで部屋が空いていなければ、行くところもないところであった。どの施設においてもベッドを提供しているだけで、精神的にフォローする人は誰もいなかった。(東区) ※個別ケースのため詳細は記載しません。</p>	<p>〇いつ起こるか分からない障がい者虐待に対し、スムーズに対応できる体制が必要であり、障がい者虐待対応のマニュアルが整備されているはずだが、今回の事例では機能していなかった。 〇虐待を受けた人を、速やかに保護できる場所を整備する必要がある。 〇虐待を受けた人に対し、精神的にフォローできる人を配置する必要がある。 〇今回は、通所している事業所が中心となって、どうにか保護できたが、支援者がいない場合の対策を考えて欲しい。 【部会の意見】 虐待を受けた障がい者の精神的フォローのため、精神科受診を最優先すべき。 障がい者が孤立しないため、虐待の温床にしないため、障がい者が外部とのつながりを保つことが大切で、虐待に限らず根本的な課題である。</p>

<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての 見解</p>	<p>結果</p>	
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議 (旧まちの課題整理 プロジェクトチーム) の見解 を受けた結果、〇〇部会によ る結果や協議会での議論の結 果などを記載し、全体で共有 する。</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>【課題整理済】 13の見解と同じ</p>		<p>主：行政 の仕組  副：移動</p>
<p>【課題整理済】 障がいへの対応を、DV防止法の仕組や、犯罪被害者への対応などに も広める必要もある 弁護士や行政を含めて、法律と対応の可能性の整理をしたい 障がい福祉課の担当者にも伝える そもそも、単身生活している障がいのある方がどこにどれくらいいる のかが分からない ～札幌市も平成28年に、住基や障害者手帳、介護保険、DVなどのシ ステムが一つになる予定 東区地域部会での進捗もあれば、まちプロに情報提供お願い。  課題に対応できそうな社会資源の資料収集し東区地域部会に情報提 供。 札幌市の障がい者虐待防止ネットワーク設置  ※他の「行政の仕組」課題とは別の対応をする</p>	<p>・性暴力被害者支援センター 北海道(さくらこ)を訪問 し、意見交換。 ・さくらこの方を講師とし た、区役所の担当職員等を対 象とした研修開催。</p>	<p>主：行政 の仕組</p>

No.	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある 〇〇が必要</p>
79	<p>①障がい者虐待の事例（40代、身体障がい／事業者からの経済的虐待疑い） 援助の実施者が市外。グループホームに居住。事業者からの経済的虐待の疑いがある事例。 区に報告した後、特に情報がなくどのように取り扱われているかがわからない。 マニュアルの解釈のしかたに違いがあるように感じる。そのため、支援の方向性にもずれが出てくる。 ②児童虐待の事例（母：30代、精神／長女：小4／長男：小3、療育B-／次男：3歳／三男：0歳） 定期的に児相、区、保健センター、学校、保育園、福祉サービス事業者と個別支援会議を開催している事例。 要保護児童対策協議会と個別支援会議の間での情報の取り扱い方がわからない。 （個別支援会議の情報は必然的に要対協にあげられるが、要対協での内容は個別支援会議には下りてこない。）【相談】</p>	<p>【課題】 行政機関と障がい福祉サービス事業者（相談支援事業所含む）間の情報の取り扱い方と守秘義務の考え方について。 【考えられる解決策】 ・行政との障がい者虐待防止研修開催 ・個別支援担当主査と相談支援事業所で勉強会（虐待対応マニュアルの解釈、役割や実際の動き方について） 必要に応じてマニュアルの見直しも検討。</p>
100	<p>視覚障がいの方に区役所から送付される書類（サービス更新のお知らせ等）について、点字印刷されたものが送付されており点字を習得されている方の大きな助けになっているが、視覚障がいの方の中には、中途障がいの方も多く、点字を習得されていない方も多し。実際に中途視覚障がい者から「点字で書類を送られてきてもわからない」との相談を立て続けに2件ほど受けた。【相談】</p>	<p>【課題】 視覚障がい者に対する札幌市からの通知について。中途視覚障がい者への対応。 【考えられる課題解決策】 ○視覚障がい＝点字とせず、サービス申請時や手帳取得時に点字の習得について行政で確認、習得していない方へは電話やその他音声での情報提供をする。 ○SPコードがついていても、読み上げ機械を所持していない人がいるので、情報提供をしていく（例：認定調査時など）⇒合理的配慮の観点から必要では？ ○ただし、上記の場合役所の職員自身が機械の情報をよくわかっていないので、勉強会を開くなど必要。 ○信頼する第三者（ヘルパー？）が伝えていく等の転送システムを考える。</p>

<p>うんえいかいぎ きゅう かだいせいりぶろじえくとちーむ  <b>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての</b>          けんかい  <b>見解</b></p>	<p>けっか  <b>結果</b></p>	
<p>だれ  <b>誰が</b>          なに  <b>何を</b>          いつ  <b>いつ</b>          どのように  <b>どのように</b></p>	<p>うんえいかいぎ きゅう かだいせいり          運営会議 (旧まちの課題整理          プロジェクトチーム) の見解          を受けた結果、〇〇部会によ          る結果や協議会での議論の結          果などを記載し、全体で共有          する。</p>	<p><b>カテゴリ</b></p>
<p>かだいせいりずみ けんかい おな  <b>【課題整理済】 13の見解と同じ</b>          かだい いしき つた ぎょうせいないぶ かだいけんとう          ・課題意識を伝え、行政内部での課題検討を          じぎょうしゃがわ せいどりかい ひつよう          ・事業者側の制度理解も必要</p>		<p>しゅ ぎょうせい  <b>主：行政</b>          しぐみ  <b>の仕組み</b></p>
<p>かだいせいりずみ  <b>【課題整理済】</b>          くやくしょ とりあつか じょうきょう かくにん  <b>○区役所の取扱い状況を確認</b>          きよたく てんじそうふきぼうしゃ めいぼかんり あら きぼう かた          ・清田区では、点字送付希望者を名簿管理している。新たに希望する方          がいれば登録をしていく。書類もすべてが点字になっているわけではな          く、案内封筒に点字シールをはっているだけで、中身は普通の文書に          なっている。区役所では、すべて点字の文書を作るということまでは、          じかんてき じんいんてき こんなん じょうきょう ていしゆつきげん ちか でんわ          時間的にも人員的にも困難な状況がある。提出期限が近づいたら電話を          ずいじかくにん ちてきしょう かた でんわれんらく たいおう          して随時確認。知的障がいの方にも電話連絡をして対応。          てんじきぼう めいぼ べつ つく こじんたいちよう てんじきぼう          ・展示希望の名簿を別に作ってはいない区でも、個人台帳に点字希望と          など きさい かんり しよるい おく とし おな てんじしーる          等と記載をして管理している。書類を送る時には、同じく点字シールを          ふうとう おく いっぱんてき てんじきぼう かた てんじ          封筒にはって送っている。一般的に点字希望をしていない方に、点字          しーる おく          シールをはって送るといことはしていない。</p> <p>くやくしょ ぶしょ こべつてき たいおう ひ つ          ※区役所の部署ごとに個別的な対応はできているが、引き継ぎがされて          いないという場合もまれに見られるため、担当者が変わってもわかるよ          うに引き継ぎをし、担当者も確認するようにすることが必要。</p>		<p>しゅ ぎょうせい  <b>主：行政</b>          しぐみ  <b>の仕組み</b></p>

No.	事例、問題提起、困りごと	課題
例	<p>誰が何を困っているのか？</p> <p>〇〇が〇〇</p> <p>〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある</p> <p>〇〇が必要</p>
70	<p>札幌市の障害者日常生活用具で、特殊マットの基準額は19,600円となっている。</p> <p>褥瘡(床ずれ)がある方または予防に必要な方はエアマット等を使うことが多いが、エアマットの価格は20万円以上する物もあり、かなりの自己負担になってしまう。褥瘡があり医者からエアマットの使用を勧められ、特殊マットの申請を行ったところ、基準額が19,600円で基準額を超える物を買うとしたら自己負担になりますと言われた。褥瘡があり、また痩せていて一般のマットだと痛くて眠れないので、自動で時間を設定し圧の切り替えをするエアマットを購入したところ、10万円以上の自己負担になってしまった。経済的にも余裕がある訳ではないのでかなりの負担となった。(東区)</p>	<p>特殊マットが必要で、特に褥瘡のある方または予防が必要な方の自己負担を多額にしないよう、基準額を現状にあったものに、きめ細かく設定するなど改めてほしい。</p> <p>また、日常生活用具全般について、現状に合った基準額に見直しをしてほしい。</p>



<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての 見解</p>	<p>結果</p>	
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議 (旧まちの課題整理 プロジェクトチーム) の見解 を受けた結果、〇〇部会によ る結果や協議会での議論の結 果などを記載し、全体で共有 する。</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>【課題整理中】 (カテゴリ変更による)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他のまちの状況は？</li> <li>→ 恵庭、北広島、江別 共に19600円 (札幌市と同額)</li> <li>・日常生活用具は、障害種別がバラバラだったり、構造が分かってない とならない</li> <li>→ まず、まちプロに、日常生活用具の仕組みについて教えてほしい</li> <li>・日常生活用具について検討する場がある？～無い。ただ要求じゃなく て、アイデアを交換する場も必要では？～まちプロと係長の懇談は？</li> <li>→ 担当の在宅福祉係との意見交換や提案の場の設定は可能</li> <li>→ 相談支援部会が予定している意見交換と合わせて検討 (事前に提案を 含めた材料を各担当係に渡してから開催が良いかも)</li> <li>・まちプロは怖いものじゃないことを市に知ってもらうことを、課の肝 の、給付管理係と在宅福祉係には知ってほしい。</li> </ul>		<p>主：制度 (市域)</p> <p>副：行政 の仕組み</p>